

災害時における物資供給に関する協定書

彦根市

スギホールディングス株式会社

災害時における物資供給に関する協定書

彦根市（以下「甲」という。）とスギホールディングス株式会社（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に規定する災害、または、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）に規定する武力攻撃災害（以下「災害」という。）により甚大な被害が発生し、または発生するおそれがある場合に必要な物資（以下「物資」という。）の供給等について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時における救援物資の調達などに関する甲の計画に対する乙の協力について必要な事項を定める。

（要請）

第2条 甲は、次の各号に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、その保有する物資の供給を要請することができる。

- (1) 彦根市内に災害が発生し、または発生するおそれがあるとき。
- (2) 彦根市以外の災害の救助のため、国または関係都道府県等から物資の調達の斡旋を要請されたとき、または本市が特に必要を認めて斡旋を行うとき。

（協力）

第3条 乙は、甲から前条の規定による要請があったときは、当該要請に対し可能な範囲において協力する。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が乙に供給を要請する物資は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 「供給要請対象物資一覧」（別紙①）に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 第2条の要請は、物資供給要請書（別記様式1号）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭で要請し、その後速やかに要請書を交付するものとする。

2 乙は、前項の要請を受託する場合は、物資供給受託書（様式2号）を提出するものとする。ただし、急を要するときは口頭で要請し、その後速やかに受託書を交付するものとする。

（価格）

第6条 物資の取引価格は、災害発生直前時における適正な価格（引渡しまでの運賃を含む。災害発生前の取引については、取引時の適正な価格）を基準として、甲および乙が協議して定めるものとする。

（運搬および引渡し）

第7条 乙は、物資の運搬および引渡しについては、甲・乙協議して決定するものとする。

2 物資の搬送は、原則として乙が行うものとし、甲は、甲・乙協議して決定した場所に職員等を派遣し、物資を確認のうえ、引渡しを受けるものとする。ただし、乙が搬送できない場合は、甲または甲が指定する者が、乙の指定する場所において物資を確認のうえ、引渡しを受けるものとする。この場合、甲は文書をもって委任するものとするが、緊急の場合で、文書をもって行うことができないときは、口頭で行い、その後速やかに文書を交付

するものとする。

- 3 甲は、乙が物資を運搬する車両を緊急通行車両として通行できるように支援するものとする。
- 4 乙は、物資の供給が完了したら、物資調達確認書（様式3号）を甲に提出し、甲はこれに基づき受領の確認を行う。

（代金の支払い）

第8条 乙は、第7条第2項の引渡し後に物資の代金（引渡し場所までの運賃を含む。以下同じ。）を甲に請求するものとし、甲は速やかに物資の代金を支払うものとする。

（連絡責任者および担当者）

第9条 甲および乙は、連絡責任者および担当者名簿（別紙②）を作成し、相互に交換するものとする。

- 2 甲および乙は、事務担当者名簿の記載事項に変更が生じた場合は、すみやかに相手方に連絡し、当該名簿を作成するものとする。

（情報の交換）

第10条 甲および乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

（事業所運営）

第11条 この協定に基づく甲の物資調達の要請に関しては、いかなる場合でも乙の事業所運営を阻害するものではない。

（協議）

第12条 この協定に定める事項に疑義が生じた場合またはこの協定に定めのない事項で必要がある場合は、甲および乙が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第13条 本協定の有効期間は締結の日から令和8年3月31日までとする。ただし、期間満了日の30日前までに、甲乙のいずれからも文書をもって協定の解除または変更の意思表示がない場合は、更に1年間継続するものとし、以後この例による。

以上のとおり、協定を締結したことを証するため、本書2通を作成し、甲と乙が記名・押印をして、各自その1通を所持する。

令和 年 月 日

甲 滋賀県彦根市元町4番2号
彦根市
彦根市長

和田 裕行 印

乙 愛知県大府市横根町新江62番地の1
スギホールディングス株式会社
代表取締役社長 杉浦 克典 印

別記
様式第1号(第5条関係)

第 年 月 号 日

様

彦根市長

物 資 供 給 要 請 書

災害時における物資供給に関する協定書第5条の規定により、次の物資の供給を要請します。

品 名	規 格	数 量	引 渡 場 所	引 渡 日 時

様式第2号(第5条関係)

年 月 日

彦根市長 様

供 給 者

所在地

名 称

代表者

物 資 供 給 受 託 書

年 月 日付け物資供給要請書により、次の物資の要請を受託しましたことを報告します。

品 名	規 格	数 量	引 渡 場 所	引 渡 日 時

物資搬入者 _____

物資受取者 _____

様式第3号(第7条関係)

年 月 日

彦根市長 様

供 紿 者
所在地
名 称
代表者

物 資 調 達 確 認 書

年 月 日付け物資供給要請書により、次の物資を供給したこと
を報告します。

品 名	規 格	数量	引渡場所	引渡日時

物資搬入者 _____

物資受取者 _____

別紙①

供給要請対象物資一覧

分類	主な品種
調剤薬を除く医薬品・医療用品	一般医薬品、医療用品、救急絆創膏等
排泄ケア用品	紙おむつ（成人用・乳児用）、生理用品等
食料、飲料水	飲料水（ペットボトル）、水、レトルト食品、即席めん、缶詰等
生活必需品	タオル、下着、ちり紙、ウェットティッシュ、ボディタオル、割り箸、ポリ袋、マッチ、ライター、ローソク、雑巾、使い捨てカイロ、携帯トイレ、水缶等

別紙②

連絡責任者および担当者名簿

関係事項	
関係機関等名称	
関係機関等所在地	
代表者氏名	

彦根市役所の 担当部署名		電話番号	